

2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年4月に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付の提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の四つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

(1) 相談窓口の整備

相談窓口については、全ての都道府県で多重債務相談窓口が整備されており、市区町村でも、約91%に相談窓口が整備されている(平成21年9月末現在)。

また、管内都道府県、市区町村における取組をバックアップするという観点から、政府としても、20年4月から、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を開始している。財務局等、都道府県、市区町村の21年度上半期の相談件数の合計は6万3,103件であり、今後は多重債務者を相談窓口へ誘導するため、広告媒体を工夫した効果的な広報活動を行っていくことが期待される。このほか、日本貸金業協会においては、東京にある本部相談センターと47都道府県支部に置かれた相談員が、貸金業に関する相談・苦情を受付けており、その中から多重債務相談の必要な者を見出し、本人の希望により、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている(21年度上半期実績561件)。

さらに、全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、平成19年度の「全国一斉多重債務者相談

ウィーク」、20年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」に続き、21年9月から12月末までの期間を「多重債務者相談強化キャンペーン2009」とし、全国各地で多重債務者向けの無料相談会を開催している。キャンペーンの期間中には、延べ約1,481回の無料相談会が開催され、5,084人の相談者が来訪した。22年度においても、18年に成立した改正貸金業法の施行に合わせ、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施する予定となっている。

なお、消費者庁においては、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」により、弁護士等による多重債務相談の実施など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っている。

(2) セーフティネット貸付の充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する低利の貸付(セーフティネット貸付)を活用することも考えられる。セーフティネット貸付制度については、消費者向けとしては生協等による取組が、事業者向けとしては、日本政策金融公庫による一旦失敗した事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」についても、平成21年10月には、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引下げ等の制度の見直しが行われ、利用促進に向けた取組が進められている。